

愛川町農業経営安定化支援事業給付金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症拡大等により、資材価格高騰の影響を受けている町内農業者等に対し、経営の継続及び安定化を支援するため、予算の範囲内において愛川町農業経営安定化支援事業給付金（以下「給付金」という。）を交付することについて、愛川町補助金の交付等に関する規則（昭和55年愛川町規則第5号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定める。

(支援区分等)

第2条 この要綱による支援区分及び交付対象者並びに対象資材等は、別表1のそれぞれの欄に掲げるとおりとする。

(給付金額等)

第3条 給付金は、別表1の支援区分のうち、いずれか1区分に限り、1回のみ受け取ることができる。

2 給付金額は、別表1の対象資材ごとに交付対象経費に補助率を乗じて算出し、同表の交付限度額の欄に掲げる額以下とする。

3 前項の規定により算出した給付金の額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(交付の要件)

第4条 給付金の交付の要件は、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 町税（国民健康保険税を含む。）の滞納がないこと。
- (2) 給付金の申請時において農業等に取り組み、今後も継続する意思があること。
- (3) 神奈川県を除く他の地方公共団体から、地方創生臨時交付金（原油価格・物価高騰分）を活用した資材（肥料・飼料・燃料）価格高騰の影響を支援するための給付金等を受けておらず、今後も受けないこと。

(交付の申請)

第5条 給付金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、別表1の支援区分ごとに愛川町農業経営安定化支援事業給付金申請書兼請求書（第1号様式の1～3のいずれか。以下「申請書」という。）に、次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 誓約書
- (2) 次に掲げる税申告（所得税法（昭和40年法律第33号）第120条による確定所得申告、地方税法（昭和25年法律第226号）第317条の2による市町村税の申告及び法人税法（昭和40年法律第34号）第74条による確定申告をいう。）書類の写し。

ア 申請者が個人の場合 令和3年分の税申告書及び農業所得用の「青色申告書」又は「収支内訳書」

イ 申請者が法人の場合 直前の事業年度の税申告書及び「決算報告書」

(3) 資材の購入金額及び内容等が確認できる書類

(4) その他町長が必要と認める書類

2 申請期限は、令和4年12月28日までとする。

(交付の決定等)

第6条 町長は、前条の規定により提出された申請書を受理したときは、速やかに内容を審査するものとする。

2 前項の規定による審査の結果、給付金の交付を決定したときは、愛川町農業経営安定化支援事業給付金交付決定通知書（第2号様式）により申請者に通知するとともに、申請書に記載の金融機関口座へ給付金を振り込むものとする。

3 町長は、第1項の審査の結果、給付金の不交付を決定したときは、愛川町農業経営安定化支援事業給付金不交付決定通知書（第3号様式）により申請者に通知するものとする。

(交付の取消及び返還)

第7条 町長は、給付金の交付が決定した者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、給付金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に給付金が支給されているときは、その全部若しくは一部を返還させることができる。

(1) 虚偽その他不正の手段により給付金の交付の決定又は交付を受けたとき。

(2) 誓約書の内容に違反したとき。

(3) その他町長が不適正と認めたとき。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年9月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和5年3月31日限りその効力を失う。ただし同日以前にこの要綱に基づきなされた申請に係る補助金の交付に関しては、同日以後もなお、その効力を有する。